

## ■旅行事故対策費用保険について■

### 保険の概要

旅行者が旅行中に事故に遭い、そのために互助団体が負担した費用に対して、約款に従い、保険金（救援者費用、事故対応費用など）を支払うものです。

### 対象となる旅行

旅行会社（それに準ずる企業）が主催する旅行、又は旅行会社（それに準ずる企業）に依頼する旅行が対象となります。

### 対象となる事故

急激かつ偶然な外来の事故。例えば、

1. 航空機・交通事故等による傷害事故（死亡または通算して7日以上入院）
2. 船舶事故等による遭難（48時間以内に発見されない場合）
3. ハイジャック・誘拐等による不法支配（戦争、革命、内乱などは対象外）

※ その他、保険約款によります。

### 保険金の支払

1. 救援者の派遣費用（親族を現地へ派遣する際の交通費・宿泊費・渡航手続費等）
2. 事故対応者の派遣費用（団体代表者を派遣する際の交通費・宿泊費・渡航手続費等）

※ その他、保険約款によります。

### 包括契約方式による保険料

$1 \text{名} \times 1 \text{日あたり保険料} \times \text{旅行日数} \times \text{旅行者数} = \text{保険料}$

包括契約方式とは年間分をまとめて契約する方式で、年間旅行者により1,000名以上には5%以内の割引の適用があります。個別契約方式は4~5倍高い保険料となります。全教互は包括契約ですので、割引が適用された保険料となっています。保険金額と保険料の一覧は別紙（裏面）をご覧ください。

### 事務手続き

1. 全教互を契約者として、損保会社（損害保険ジャパン日本興亜株式会社）との間に関係互助団体名を列挙して特約書を交わしています。
2. 保険金は各団体を受取者にします。
3. 各互助団体は団体独自が実施する年間の旅行計画書を提出（4月）してください。
4. 各互助団体は旅行を実施する1か月分ずつをとりまとめ別紙様式の「包括契約通知書」と「名簿（基本的には参加の氏名のみ。）」を旅行出発日7日前までに全教互に報告し全教互は損保会社に通知します。名簿は各互助団体と全教互で保管します。また、名簿に変更があった場合は必ず全教互に連絡してください。

5. 旅行が終了した翌月 10 日までに当該月分の確定した保険料を払い込んでください。

みずほ信託銀行 本店 010 普通預金 5810817

有限会社アクティブ・ティーチャーズ・ライフ

※ 当該月分の保険料が少額の場合は、全教互事務局までご相談ください。

● 保険金額と保険料の一覧

< 保険期間：毎年5月1日から1年間 ※保険料一覧表は平成27年5月1日時点の内容 >

(単位：円)

	保険金額	包括契約の保険料(1名1日あたり) 多数割引適用なし	備考 平成27年度適用実態
海外	100万円	4.11	
	150万円	6.16	
	200万円	8.22	岩手(退) 大阪府
	250万円	10.27	沖縄県
	300万円	12.33	静岡県
	350万円	14.38	
	400万円	16.44	
	450万円	18.49	
	500万円	20.55	

	保険金額	包括契約の保険料(1名1日あたり) 1,000名以上割引(△5%)	備考 平成27年度適用実態
国内	50万円	1.56	
	100万円	3.12	青森(厚) 岩手(退) 広島県 長崎県
	150万円	4.68	宮崎県 沖縄県
	200万円	6.25	静岡県
	250万円	7.81	
	300万円	9.37	

※本ご案内は保険の概要を記載したものです。詳細につきましては、下記にご連絡ください。

● 問い合わせ先 (保険契約者)

全国教職員互助団体協議会

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 2-3-4 江戸ビル 5階 502

電話：03-6262-1995 FAX：03-6262-1997

ホームページ：http://www.zenkyogo.jp/

● 保険取扱代理店

(有) アクティブ・ティーチャーズ・ライフ (ATL)

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 2-3-4 江戸ビル 5階 502 全教互事務局内

電話：03-6262-1996 FAX：03-6262-1997

ホームページ：http://www.sjnk-ag.com/a/atl/

● 引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜(株) 団体・公務開発部第一課

〒100-8965 東京都千代田区霞が関 3-7-3

電話：03-5593-6451 FAX：03-3593-6752

ホームページ：http://www.sjnk.co.jp